

危機管理責任者設置要綱

(設置)

第1条 危機発生時における迅速な情報収集及び連絡調整体制を確保するため、部（事務局及び会計課を含む。以下同じ。）に危機管理責任者を置く。

(危機管理責任者)

第2条 危機管理責任者は、次の事項を所掌する。

- (1) 所管部内の危機（緊急事態）における情報収集に関すること。
- (2) 八王子市危機管理本部との連絡調整に関すること。
- (3) 所管部内の危機の総合調整に関すること。

2 危機管理責任者は、部の庶務担当課長をもって充てる。

(危機管理連絡員の設置)

第3条 危機管理責任者の職務を補助させるため、部に危機管理連絡員を置く。

2 危機管理連絡員は、部の庶務担当主査又は部長が指名する主査をもって充てる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、危機管理責任者及び危機管理連絡員について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。